

2015年2月17日

早稲田大学建築学科・田辺新一

本日、所用のため第10回省エネ小委員会に参加が出来ず申し訳ございません。書面にて意見を述べさせていただきます。

1. 温暖化国民運動の深掘り

日本はこれまでオイルショック、京都議定書、東日本大震災などを受けて様々な国民運動を行ってきた。中央環境審議会・産業構造審議会合同専門家会合において、経団連の提案などで「意欲的な目標を設定することでPDCAを回すべき」との指摘が行われている。温暖化国民運動は省エネルギーに直結する。照明の効率的な利用、クールビス・ウォームビスの促進、自治体建築物の省エネ化、家庭エコ診断、省エネ機器への買い換え促進、エコドライブの推進などの温暖化国民運動関係の項目については、さらなる深掘りを図るべきである。

例えば、自治体建築物に関して庁舎及び学校の省エネ化はデモンストレーション効果も期待出来る。しかし、現状では地方自治体における高効率照明導入の取り組み状況は44.6%と必ずしも進んでいるとはいえない。

2. 業務、家庭エネマネ

業務、家庭のエネマネが項目として取り上げられていることは重要である。ICTの発展により格段に安く省エネが実現出来る可能性がある。そのためには、エネルギー消費データなどを共通フォーマットで取得する必要がある。米国のGreen Buttonプログラムでは2014年初頭で約4200万件の世帯、事業主が1時間よりも細粒度のエネルギーデータを取得・活用できている。ちなみに、東京電力のでんき家計簿は2014年9月末で約130万世帯が登録している。この状態でも省エネには寄与しているが月単位のデータしか見ることができない。省エネへのネガワット取引の検証を行い、さらなる推進を行うべきである。

3. 省エネ機器への買い換え促進

京都議定書の時代は、省エネ型電気ポット、食器洗い機、電球型蛍光灯、節水シャワーヘッド、空調用圧縮機省エネ制御装置について買い換え促進を図るとされており、LED含め様々な買い換え促進策が考えられるはずである。平成26年5月28日産業構造審議会・産業技術環境分科会・地球環境小委員会、中央環境審議会・地球環境部会合同会合(第41回)-配布資料5-1:京都議定書目達計画の進捗状況について(環境省)においても指摘されている。これらも項目として明記して、省エネポテンシャルを検討すべきである。一方、高気密・高断熱住宅では、室内空気環境に与える影響が大きいため開放式ストーブの使用に関しては避けるべきである。

4. 省エネ施策に関する省庁連携の必要性

建築物の省エネ化、交通流対策については省庁連携して新規施策の可能性がある中央環境審議会・産業構造審議会合同専門家会合中環審・産構審合同専門家会合で議論されているところであり、さらなる検討を行うべきである。連携することで縦割りでは出来なかった省エネルギー施策を提案し、実行することが可能になる。例えば、建材トッパー対象の断熱材、窓システムなどは積極的に導入すべきである。また、2020年に公共建築においてZEB(ゼロ・エネルギー建築)を実現するためには、公共建築工事標準仕様書や公共建築改修工事標準仕様書への施策の反映が必要となる。加えて、エネルギー対策特別会計予算のエネルギー需給構造高

度化対策費に関しては、各省庁が強みを発揮する部分でリーダーシップを取り、内閣府、経産省、国交省、環境省、文科省、農水省、警察庁などが省庁間連携を行い効果的な省エネを推進すべきである。

5. 省エネの産業化とコベネフィット

オリンピックを契機としたデモンストレーションは省エネの産業化という点からも期待出来る。単に原油換算 kL / 削減費用 という観点のみではなく、省エネ技術のアジアを見据えた産業波及効果も考慮すべきである。また、知的生産性、健康性、安全性なども NEB(ノン・エネルギー便益)として重要視すべきである。